

ワンストップ特例申請書の記入方法と添付書類について

平成28年から運用が開始されたマイナンバー（個人番号）制度。ふるさと納税でワンストップ特例制度を申請する場合にも、マイナンバーの記入と本人確認のための書類提出が必要になります。申請方法、記入の見本（裏面）をご確認のうえ申請ください。

確定申告不要の便利な特例制度「ワンストップ特例制度」

確定申告しなくても寄附先の団体が本人に代わって控除手続を行う「ワンストップ特例制度」が平成27年からスタート。下記の要件を全て満たし、必要書類を提出すれば、わずらわしい手続が簡素化されます。

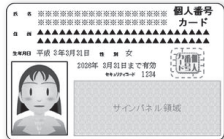
- ① サラリーマンなどで確定申告をする必要がない方
- ② 1年間の寄附先が5自治体以下

※ 福智町では、ご要望された寄附者の方に御礼状や寄附金受領証明書などと一緒に、返信用封筒を添えて「ワンストップ特例申請書」を送付しています。

ワンストップ特例の申請時に必要となる書類の例

① マイナンバー（個人番号）カードを持っている場合

▶ マイナンバーカードの両面コピー1枚・ワンストップ特例申請書



（表面）

+



（裏面）

※ 本人確認のため、顔写真付きのカード（表面）のコピーが必要となります。顔写真付きでない場合は、下記②をご覧ください。

② マイナンバー（個人番号）カードを持っていない場合

▶ 番号確認と身元が確認できる書類・ワンストップ特例申請書



（番号確認）

+



（身元確認）

※ 番号確認、身元確認に使用できる書類については、各自治体の条例などによりさまざまです。詳細はお問い合わせください。

【例1】 番号確認：マイナンバー（個人番号）の「通知カード」または「住民票（番号付）」の写し1枚
身元確認：「運転免許証」「旅券（パスポート）」「写真付き身分証明書※(1)」の写しをいずれか1枚

【例2】 番号確認：マイナンバー（個人番号）の「通知カード」または「住民票（番号付）」の写し1枚
身元確認：「健康保険の被保険者証」「年金手帳」「納税証明書」「源泉徴収票」などの写しをいずれか2枚※(2)

※（1）「写真付き身分証明書」とは、通知カードに記載された氏名および出生年月日、住所が記載されかつ本人の写真が掲載されたものをさします。（学生証・社員証・資格証明書など）

※（2）写真付きの証明書類がない場合には、2つ以上の書類により、本人確認をすることになります。